

平成 30 年度第 29 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

平成 31 年 2 月 19 日（木）午後 2 時 00 分～午後 2 時 25 分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、山崎委員

（事務局）砥出事務局長、矢岡任用公平部長、田中試験部長、神山審査担当部長、船川総務課長、田近任用給与課長、柴田審査課長、白濱試験課長、森山研究調査課長、島村制度改革担当課長

4 議 事

<議 案>

第 57 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第 58 号議案 功労特に顕著な職員の昇格の決定について

第57号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第57号議案について、事務局から、東京都議会議長より意見聴取の照会があった下記の条例について改正内容を説明し、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

- 1 第30号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第53号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第54号議案 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第75号議案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第77号議案 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

委員より、意見聴取の異議なしという回答は慣例的にそのような文言なのか確認があり、事務局から、そうである旨、回答した。

委員より、警視庁の深夜特殊業務手当限度額の改正理由について質疑があり、事務局から、勤務状況の変化等を踏まえた改正内容である旨、回答した。

委員より、特殊勤務手当の支給単位について質疑があり、事務局から、勤務の内容により、日単位、一勤務単位等がある旨、回答した。

また、委員より、小笠原業務手当は日単位で支給されているが、日単位手当の場合、年休取得日も支給されるのか質疑があり、事務局から、業務を行った日が対象であり実績に基づいて支給される旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

<以下、非公開案件>

第58号議案 功労特に顕著な職員の昇格の決定について

次回開催日程について

次回委員会は、平成31年2月27日（水）午前10時00分から開催することとした。